

# 予防重視の 新しい介護保険制度がスタート

## 65歳以上の介護保険料も改定



4月から介護保険制度が大きく変わりました。特に、低所得者に対する介護保険料が軽減されることになったのをはじめ、これまで6段階だった介護度が7段階に変更になり、予防重視の制度となったことから、「地域包括支援センター」を設置することになりました。

また、3年ごとに見直される65歳以上の本町の介護保険料の標準月額額は、300円高くなり4,000円となりました。

介護保険制度がどのように変わり、サービスの利用はどうか、その主なポイントをご説明します。

### 「要支援」が2つに分かれ 新予防給付の対象に

これまでは、介護保険サービスの対象となる要介護度区分は「要支援」と「要介護1〜5」までの6区分となっていました。

新しい制度では、「要支援」が「要支援1」と「要支援2」に区分され、新たに設置された「新予防給付」という介護予防サービスを受けることになりました。

「要支援2」は、コンピュータによる一次判定で「要介護1」となった人のうち介護認定審査会で、心身の維持改善が見込まれると判定された場合に該当となります。

この新しい区分は、4月以降に新たに要介護認定の申請や更新をする人から適用となります。

### 【改正後のサービス内容】

「要支援」を対象にした「新予防給付」は、心身の状態の改善がサービスの中心となり、訪問介護においては、自立した生活の支援という観点から、家事を利用者と一緒に行うこととなります。

通所介護（デイサービス）では、食事や入浴のサービスに加え、栄養改善の指導や筋肉や関節などのトレーニング、口腔ケアなどが加わり、利用者一人ひとりの希望や状態に応じて、自立に向けた目標が設定されることとなります。

また、これまでは、要支援の人

### 厚真町の第1号被保険者の介護保険料（平成18年度～20年度）

（単位：円）

徴収段階	住民税課税等対象区分	負担割合 (基準額×)	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯、生活保護世帯	0.5	2,000	24,000
第2段階	住民税非課税世帯で、(課税年金収入額+合計所得金額)が80万円以下の人			
第3段階	住民税非課税者で第2段階以外の人	0.75	3,000	36,000
第4段階	住民税本人非課税(基準額)	1.0	4,000	48,000
第5段階	住民税本人課税(合計所得金額が200万円未満)	1.25	5,000	60,000
第6段階	住民税本人課税(合計所得金額が200万円以上)	1.5	6,000	72,000

※平成17年度の税制改正により、第4段階や第5段階となる人の介護保険料については、平成18年度と19年度分で段階的に引き上げる緩和措置が取り入れられています。

でも車イスや特殊寝台、体位変換器、床ずれ防止器具などの貸与を受けることができましたが、改正後は、原則としてこれらの貸与を受けることができなくなりました（現在利用している人は、4月1日から6カ月の経過措置があります）。

## 介護予防のための「地域支援事業」を新設

生活機能が低下し、そのままでは介護が必要となるおそれがある高齢者（特定高齢者）を対象に、「地域支援事業」という介護予防事業が新設されました。

この事業は、住民基本健康診査などで介護予防が必要と思われる対象者を把握したうえで、主治医の診断を行って「特定高齢者」として選択し、総合ケアセンターなどで町が実施する運動器のトレーニングのほか栄養改善、口腔機能の改善のために保健師や栄養士が訪問指導などを行うものです。

## 【改正後のサービス内容】

現在、町内の集会施設4カ所で行っている生活自立支援事業（いきいきサポート事業）は、この地域支援事業に組み込まれますので、高齢者の心身の状況に合わせてケアプランに基づいて、10月以降は（9月までは月1回）総合ケアセンターで実施する予定です。

## 介護予防の拠点として「地域包括支援センター」を開設

4月に、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置した「地域包括支援センター」が保健福祉課内に開設されました。

地域包括支援センターは、主に次のような業務を担当します。

- ① 新予防給付のケアプラン作成や地域支援事業の介護予防事業
- ② 介護予防の相談や利用計画・調整
- ③ 高齢者や家族に対する総合的な相談支援
- ④ 高齢者の虐待防止や権利擁護
- ⑤ 地域のケアネットワークづくりの支援

## 地域限定の

## 「地域密着型サービス」も新設

今回の改正で新たな介護サービスとして、原則的にその町の住民しか利用できない「地域密着型サービス」が導入されました。

このサービスには、認知症対応型生活共同介護、認知症対応型通所介護のほか本町には整備されていませんが、通い・泊まり・訪問の機能を持つ「小規模多機能施設」や、定員が30人未満の特別養護老人ホームなどがあります。

## 【改正後のサービス内容】

本町の「高齢者グループホーム

やわらぎ」や「デイサービスセンター ほんごう」は、今後、原則として厚真町の被保険者しか利用できなくなり、厚真町民も他の市町村のグループホームが利用できなくなりました。

## 本町の65歳以上の基準の介護保険料は、月4千円に

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、前のページに掲載していますが、月額基準額では4千円となりました。

第1号の介護保険料は、3年間の介護給付費を推計し、平均して総額の19%を負担します（本町の場合は、3年間平均で16・69%）。平成18年度から20年度までの本町の介護給付費の総額は、12億5,294万円と予測されており、この金額から算定した結果、月額基準額は4,174円となりましたが、支払準備基金から800万円を繰り入れて、月額174円軽減して保険料を決定しました。

## 【改正後のサービス内容】

これまでの「住民税非課税世帯」として第2段階を、「住民税非課税世帯で課税年金収入+合計所得金額が80万円以下」とし、保険料の負担額が基準額の4分の3から2分の1に引き下げられました。

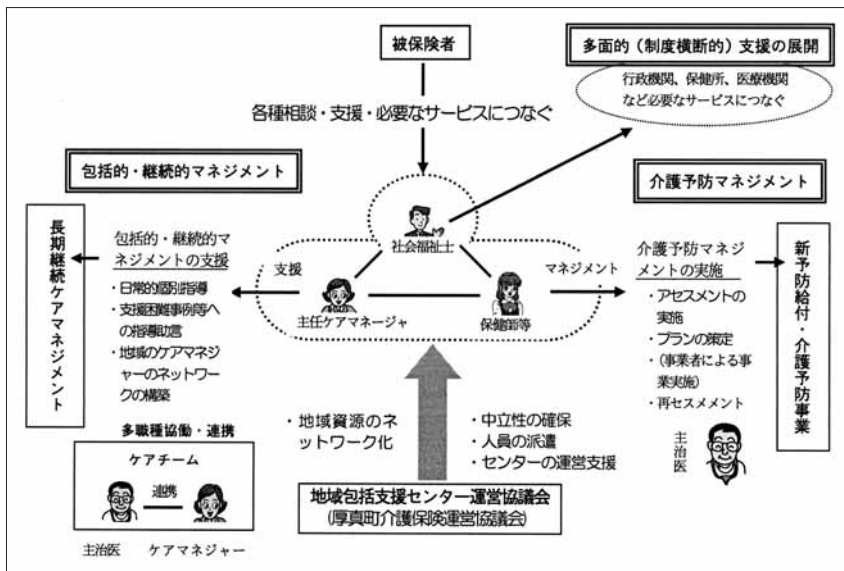
それ以外の第2段階の人は第3

段階となり、従来どおり4分の3の保険料率となります。

また、これまでの第3段階以上の人は段階を繰り上げ、保険料の徴収段階を6段階として、低所得者の負担軽減が図られました。

4月1日付けの人事異動で、これまでの保健福祉課介護保険係が「高齢者福祉係」に名称が変更となり、高齢者福祉一般と介護保険事業を一括して担当することになりました。

## 地域包括支援センターのイメージ



◎介護保険によるスロープの設置や段差の解消などの「住宅改修費の支給」については、改正後の申請は認められなくなりました。これは、悪質な業者による不必要な改修から利用者を守るための改正です。申請に際しては十分ご注意ください。

## ★お知らせ